

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 水大気環境課 | 整理番号 | 2-9 |
|-----------------------|---|--------|------|-----|
| 処分の種類 | 特定粉じん排出等作業の計画変更命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 大気汚染防止法第18条の18 | | | |
| 処分の概要 | 特定粉じん排出等作業の届出において、その作業の方法が作業基準に適合しないと認める場合に、その計画の変更を命ずることができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第18条の18 都道府県知事は、前条第1項の規定による届出(第18条の15第1項第3号口に掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |